正·副会長会議、理事会

平成30年度上半期活動状況報告

- 11月6日 -

11月6日(火)東京アーバンネット大手町ビル東京會舘に於いて、午前10時半より理事会に先立ち正・副会長会議を開催、理事会の運営内容についての確認と今後の日食協活動についての意見交換を行った。12時より農林水産省食料産業局食品流通課の幹部のご臨席もいただき理事会が開催された。

國分晃会長挨拶

本日はご多用の中、またご遠方からも、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中、食料産業局 食品流通課から宮浦課長様はじめ幹部 の皆様のご来臨を賜り、日頃のご指導と合わせまして誠に有難く厚く御礼申し上げます。

また、本日ご参集の皆様方には、日頃から全国各地におきまして日食協活動に多大なご協力をいただいておりますこと、重ねて心より厚く御礼申し上げます。

今年は豪雪に始まり、猛暑、豪雨、台風そして地震と大きな自然災害に見舞われ、皆様の企業も被災されたところも多かったのではないかと思っております。心よりお見舞い申し上げます。自然災害だけをとりますと、日本は全政界で第3位のリスク大国ということで他の先進国とはだいぶ状況が違うようであります。我々は円滑な食のライフラインを維持することを社会的使命として果たしていく役割がありますので日頃から災害には万全の備えをしておくことが必要かと思いますのでよろしくお願いいたします。

さて 安部総理は10月15日の臨時閣議で来年に予定される消費税の10%への引き上げに万全の 対策をするよう指示を出されました。過去2回にわたって増税を延ばしてきましたので、2度あることは3 度あるということで、来年は参院選もあり消費増税をさけるのではないかという憶測から現場の準備がす すんでいない実情ではございますが、今回は本気で消費税10%と軽減税率制度の導入に向っている と受け止めるのが自然ではないかと思います。政府の本気度を誇示するかのように需要の反動減を抑える対策が連日報道され、なりふり構わないような感じすらいたしております。日本がはじめて体験する 軽減税率制度につきましては、標準税率か軽減税率かを分ける線引きでクイズ問題のような難しさや 複雑さがあり、税制は、シンプル・イズ・ベストといいますが、ほど遠いものがあります。ただ欠点はあって も生活必需品への配慮から軽減税率の必要性を認めた以上は、多少の混乱を覚悟して複数税率のやっかいさに慣れていくしかないと思います。弊協会では昨年から専門部会を組織して研究し「手引き」を 公開して周知して参りましたが、本日はそろそろ会社ごとに対応方針を決定しなければなない時期に 来ておりますので専門部会の座長として「手引き」をまとめられた三菱食品の大久保座長に業界としての対応をご説明していただき皆様方の参考にしていただきたいと思いますますのでお聞き下さい。

また現行規定では軽減税率対策補助金の対象は中小企業・小規模事業者に限られておりますが、 大企業間でも軽減税率対象品目を扱う企業とそうでない企業ではシステム改修のコストは大幅に異なることが想定されますので、業態・業種間で大きな不公平感が存在することになります。したがって弊協 会からの平成31年度の税制改正要望書の中にこの項目を入れ大企業についても補助金の拡充を望みました。

また今期業界の協調領域事業として取組んで参りました業界標準の「トラック入荷受付・予約システム」の開発ですが、やや予定のスケジュールよりは開発が遅れ気味ではございますが、年度内にはキックオフができるよう「使えるシステム」を目指して精進して参りますので引き続きご支援とご協力をお願いします。

そのほか本日は、皆様に上半期の活動状況をお聞き届けの上、下半期に対してのご指導をお願することになりますが、ご審議ほどよろしくお願いします。

はなはだ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

理事会議事録

開催日時 平成30年11月6日(火) 11時30分~14時00分

場 所 LEVEL21 東京會館シルバールーム

東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネットビル21階

理事総数23名監事総数2名出席理事数21名出席監事数2名

議 案 第1号議案 上半期の事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

第2号議案 その他

開 会 奥山専務理事の司会により開会、はじめに配布した資料を確認、続いて國分晃会長よ

り開会に当たり挨拶があった。

続いて司会者より本日の来賓者を紹介する

農林水産省食料産業局食品流通課課長宮浦浩司様

同じく 課長補佐 平野靖幸様

同じく(当社担当窓口)係長長東正則様

引き続いて来賓を代表し、農林水産省食料産業局食品流通課宮浦課長より 挨拶があった。



理事会で挨拶する 農林水産省食料産 業局食品流通課長 宮浦浩司氏

出欠状況 理事総数 23名 出席理事 21名 欠席理事 2名

監事総数 2名 出席監事 2名 出席計 23名

司会者が資料に基づき出欠状況を報告、会の成立とともに定款第31条第1項の規定に則り國分会長に議長をお願いした。これを受けて議長は議事に入った

第1号議案 上半期の事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長は第1号議案について報告するよう事務局に命じた。

報告に際し奥山専務は、定款第22条5項に規定されている会長・副会長及び専務理事の職務遂行状

況報告について当理事会における事業報告をもってこれにあてる旨 を説明し、続いて以下の事項を通して報告した。

- 1 会員動向
- 2 「消費税軽減税率対応企業間取引」第2版について
- 3 平成31年度税制改革等に関する要望書について
- 4 消費税の価格表示に係る特例措置に関する要望書について
- 5 業界標準「トラック受付・予約システム」の開発状況について
- 6 会社法の改正に関する意見書のとりまとめについて
- 7 「フードバンク活動における食品の取扱いに関する手引き」の改正について
- 8 2020TDM推進プロジェクトについて
- 9 フードディストリビューション2018の開催結果
- 10 2018年度日食協低炭素実行計画」の調査票提出に関して
- 11 上半期収支決算報告



理事会 会場

続いて議長は升本監事に対し、11「上半期収支決算報告」に関する監査報告を求めた。

升本監事は10月15日に事業活動の報告を受け、会計帳簿とそれに関する帳票・証憑について調査を実施、対象事業期間の計算書類及び付属明細書について、すべて法令並びに定款に従い適正に処理され、法人の財産及び損益について正確に示していることを認めたと報告した。

ここで議長は、まず会員の動向に関し、報告された入退会の内容について了解かを尋ねたところ、満場異議無しとの声と拍手をもって承認された。

続いて上半期収支決算報告の内容について、質問、意見等を求めたが、満場異議無しとの声と拍手をもって承認された。

第2号議案 その他

議長は第2号議案「その他」に関し、理事各位から発表事項はないか尋ねたところ、森山代表理事より 以下の二点発言があった。

- ①メーカーと卸の間でシステム的な情報共有化が進んでおり、卸と小売間についても個々対個々のE DI等の事例以外に業界協調の面からもう一歩踏み込んで一部でも共通プラットホーム化が進むこと を期待する。
- ②近年になく台風や地震による大きな被害があり、今後もこの傾向が続く懸念から、緊急時の重要品目となる「ミネラルウォーター」「カップ麺」「パックライス」「缶詰」について自社は常備在庫をやや多めにすることを検討する。 会員各位にも検討を提案する。

次に議長は事務局に対して、報告事項があれば報告するよう指示、事務局から今後の主なスケジュールについて報告があった。

理事会2019年3月28日(木)

理事会(書面決議)2019年4月

理事会及び定時総会2019年5月29日(水)

これをもって議事のすべてが終了したので議長は理事会の終了を宣した。

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です! 急略的



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、 軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合 があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

□帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。

□レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要に

なることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁ホームページ内 消費税の軽減税率制度のを1000年の1000年の1000年の1000年の1000日の

[専用ダイヤル] 0570-030-456 《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

■開催日時、場所については「軽減税率説明会 軽減稅率対策補助金事務局 URD http://kzt-hojo.jp/ ぜひご参加ください。 軽減税率対策補助金に

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。



[専用ダイヤル] 0570-081-222

関するお問合せ先 軽減税率制度に

消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)

関するお問合せ先

《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)

日食協 理事会

消費税軽減税率制度に関する業界対応について

2018年11月6日



《 一般社团法人 日本加工食品卸協会

情報システム研究会 軽減税率対応システム専門部会

回次

)\Q\(\T\)

- . 政府動向
- . 小売業の対応状況
- . 軽減税率制度対応で必要になること
- 日食協の基本方針
- 消費税率
- 軽減税率の対象品目
- 適用税率の判定
- . 税率と登録番号管理
- . 受発注
- 10. 請求書
- 11. EDIフォーマットと標準書式などの対応
- 1つ 課題

旱後厂

< 参考資料 >

ないめに

社会保障と税の一体改革として、消費税及び地方消費税(以下、消費税) の税率は、2019年10月に現行の8%から10%に引き上げられます。 また、10%への引上げの際、低所得者への配慮の観点から「軽減税率制度」 が実施されます。 一般社団法人 日本加工食品卸協会(以下、日食協)では、商取引上に 混乱なく対応すべく、企業間取引に関する対応を検討するため、2017年5月に 取引の手引き」第1版を3月末に公開。第2版を10月末に日食協HP※において 情報システム研究会の専門部会として、「軽減税率対応システム専門部会」を 組成し検討を進め、その対応ガイドラインとして「消費税軽減税率対応企業間 公開しました。

※日食協HP http://nsk.c.ooco.jp/

軽減税率対応システム専門部会メンバー 企業一覧 (50音順)

伊藤忠食品㈱、加藤産業㈱、国分グループ本社㈱ [副座長] 、㈱ジャパン・インフォレックス、 ㈱トーカン、㈱日本アクセス、日本酒類販売㈱、㈱ファイネット、三井食品㈱、 三菱食品㈱ [座長]

全国菓子卸商業組合連合会:国分首都圏㈱、㈱種清 オブザーバー:一般財団法人 流通システム開発センター

1. 政府動向

10月15日臨時閣議で、安部首相「来年10月に8%から10%に引き上 げる予定」と表明。また、消費増税へ景気対策を指示。

《消費税の歩み》

2019年10月に10%へ 2019年10月八再延期 2017年4月に先送り 10%への引上げを 10%への引上げ の引上げを表明 消費税法施行 8%に引上げ 予定 3%導入 同時に 2019年10月 2018年10月 1989年4月 2014年4月 1997年4月 2016年6月

《景気対策指示事項》

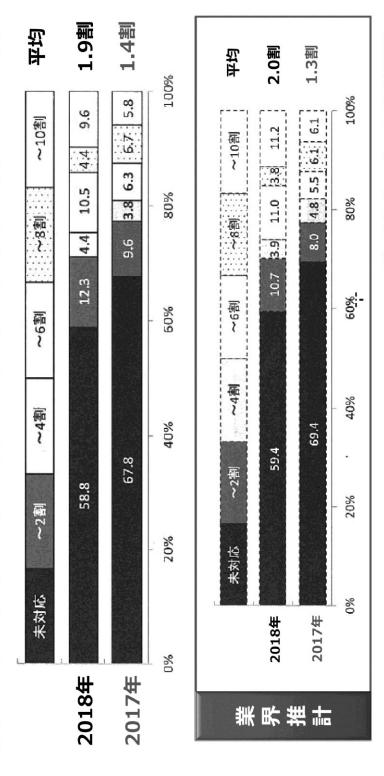
- ①軽減税率制度の導入
- ②中小企業の小売業で一定期間のポイント還元 (キャッシュレス決済)
- ③自動車や住宅購入などに関する税負担の軽減
- 4) 幼児教育の無償化
- ⑤防災・減災、国土強靭化のための緊急 対策
- ※2~5は、現時点不透明

| 平成30年 スーパーマーケット年次統計調査 |調査期間:2018年6~8月、調査対象:886社、有効回答数:267社

① 複数税率の対応準備 (回答構成比率)

2. 小売業の対応状況①

複数税率対応準備は、「未対応」が58.8%、平均1.9割の進捗度合



出典:平成30年 スーパーマーケット年次統計調査

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

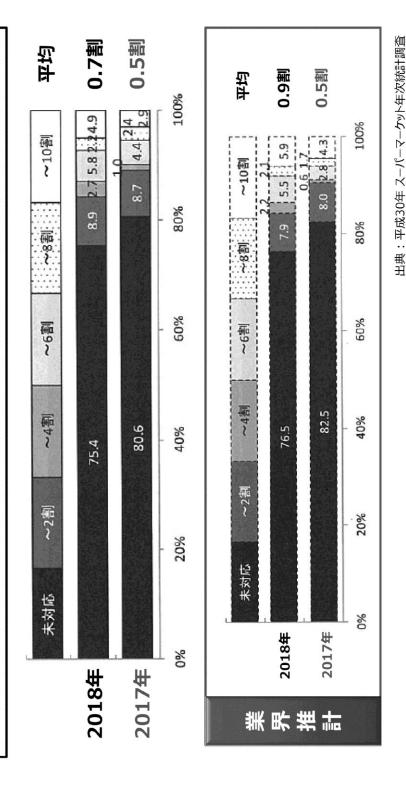
一般社团法人 日本加工食品卸協会

| 平成30年 スーパーマーケット年次統計調査 | 調査期間:2018年6~8月、調査対象:886社、有効回答数:267社

② インボイス制度の対応準備 (回答構成比率)

2. 小売業の対応状況②

インボイスの対応準備は、「未対応」がフ 5.4%、平均0.7割の進捗度合



Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.



3. 軽減税率制度対応で必要になること

《飲食料品の卸売業を営む事業者の例》

- ■商品ごと等の税率管理
- ■仕入先から交付された請求書等に記載 された適用税率が正しいか確認



←区分記載請求書等の例 適格請求書等では 記載事項が異なります ※区分記載請求書等と 日食協食品 2019年11月1日 16,400 11,000 5,400 金額 5,400 11,000 10月分 16,400円(税込) 10/10 小麦粉※ 10/20 お酒 10% 対象 東京商事 御中 8% 対象 和

■必要事項を記載した請求書を得意先に交付

※軽減税率対象

■必要に応じ、複数税率に対応した システムの導入・改修

■毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに

区分して帳簿等へ記帳



は支援措置がある 中小企業等の方 システムの導入 改修が必要な

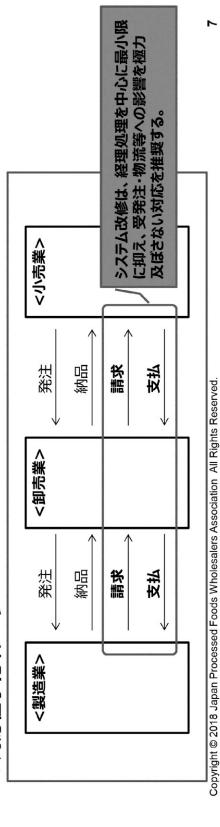
出典:国税庁「消費税 軽減税率制度の手引き」を基に作成



4. 日食協の基本方針

かつ、企業間取引において益税が発生しない整合性の取れた対応をする。 製・配・販三層が軽減税率及びインボイス対応をできる限り極小化し、

- 受発注・物流等、 日次業務運用への影響を極力及ぼさない対応とし、 請求・経理処理にて対 心可る。
- 証憑等の電子化により、交付・保存要件への対応が合理的である状態を継続できるようにする。
- データ交換に変更が必要な場合は、データフォーマット・書式等、製・配・販三層で標準に則り、 運用できる対応を前提とする。
- システム改修は二重投資を避けるため、2019年10月対応時に**適格請求書等保存方式(イン** ボイス方式)対応までを行うことを推奨する。





5. 消費税率

消費増税は、軽減税率制度の実施に伴い、2019年10月からの税率は、以下のとおり 軽減税率 (8%) と標準税率の (10%) となる。

適用時期	ļ	平成31年10月1日(軽減	軽減稅率制度実施)
X X	現行	軽減税率	標準税率
消費稅率	6.3%	6.24%	7.8%
地方 消費税率	1.7% (消費稅額の17/63)	1.76% (消費稅額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
#= √□	8.0%	8.0%	10.0%



消費税率1.7%の合計であり、他方、2019年10月からの取引に適用される軽減税率8%は、 消費税率6.24%と地方消費税1.76%の合計ですので、旧税率8%と軽減税率8%では、 2019年9月までの取引に適用される税率(以下、旧税率)は、消費税率6.3%と地方 その内訳が異なる。

日税率8%、軽減税率8%、標準税率10%に区分して合計した課税資産の譲渡等の対価 よって、2019年10月からの請求書において、旧税率8%と軽減税率8%が混在するときは、 D額を記載する必要がある。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

ω

6. 軽減税率の対象品目

飲食料品

医薬品、医薬部外品等除く)をいい、一体資産を含む。なお、外食やケータリング等は対象外。 軽減税率対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類、



新聞

軽減税率対象となる新聞とは、定期購読契約に基づき、一定題号を用い、政治、経済、 文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるものが対象。

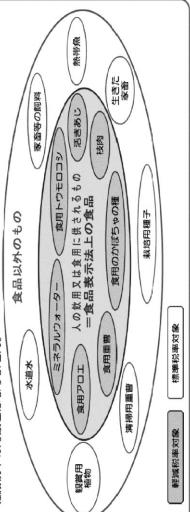
Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

出典:国税庁「消費税 軽減税率制度の手引き」

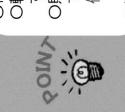
7. 適用税率の判定

(1) 取引時の用途による判定

人の飲用または食用に供されるもの = 食品表示法上の食品



人の飲用または食用 以外の用途に供するも のとして取引する場合 には、たとえ飲食可能 であっても軽減税率の 対象とならない。 出典:国税庁 「消費税 軽減税率制度の手引き」



〇「飲食料品」とは、<u>人の飲用または食用に供されるもの</u>である。

〇軽減税率が適用される取引か否かは、取引時点で「飲食料品」として取引されたか否で判定

つ販売者が人の飲用または食用に供されるものとして譲渡した場合は、顧客がそれ以外の目的 で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となる。

例:・重曹を食用として販売 (軽減税率)⇒購入者が清掃用に用いた・重曹を清掃用として販売(標準税率)⇒購入者が食用に用いた

〇酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品は、「飲食料品」から除かれる。

〇<u>佰规、区采即、区采即为四、中土区凉守表面6、一场及作四1/1″</u>

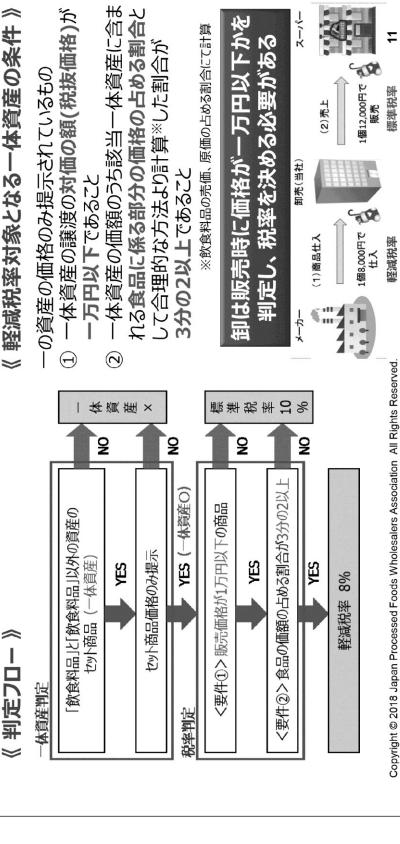
Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

《一般社团法人 **日本加工食品卸協会**

7. 適用税率の判定

(2) 一体資産の判定

一体資産とは、おもちや付きのお菓子のように、 食品と食品以外の資産があらかじめ 一体となっている資産で、その資産に係る価格のみが提示されているものをいう。





7. 適用税率の判定 (例)

	軽減税率 8 %		標準税率10%
	加工された食用牛、豚、鳥	家畜	家畜(販売時点で食べられない)
	おやつ製菓などの食用種	種	栽培用種
	ペットボトルの水	大	水道水
	食用米、日本酒等を製造するための原材料米	*	家畜用
商品	・ノンアルコールビール、甘酒(酒税法に該当しない) ・みりん風調味料(アルコール分が1度未満のもの)	お酒	・酒税法に該当する酒類 ・本みりん
の産	医薬品等に該当しないドリンク	栄養ドリンク	医薬品、医薬部外品、再生医療等製品
	送料込みの食料品	送料	別途請求する送料
	飲食料品の販売に付帯して販売に必要なもの	容器、包材	・食品の製造に必要な個別容器、包材の仕入 ・別途対価を定めているもの
	食品の割合が3分の2以上、価格が1万円以下	一体資産	食品の割合が3分の2未満又は価格が1万円以下でない
	飲食料品、持ち帰り可能な弁当や総菜	⊐>נֹב	・飲食料品以外の品、新聞 ・飲食スペースで店内飲食又は、返却 可能な食器に盛られた食べ物
販売形	・レジ横のお菓子等の販売・折詰のおみあげ等	外食店	・調理された飲食料品 ・店内注文のペットボトル等の水 ・飲食の残りを折詰にしての持ち帰り
態の	・テーブルや椅子がない ・公園ベンチ等の利用許可がいらない	屋台	・椅子やテーブルがある ・公園ベンチ等の利用許可を取っている
(j)	・ワゴン販売 ・格安航空会社の弁当等の機内販売 (テイクアウト扱い)	列車、飛行機	・列車内の食堂施設での飲食 ・座席等で注文を取る食事の提供 ・機内食サービス
	生徒全てに対する学校給食	学生食堂	学生食堂(利用自由)

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

7. 適用税率の判定

値引・割戻しなど $\widehat{\mathbb{C}}$

値引・割戻し等における軽減税率対象となる取引とは、「商品を特定できる売買取引(サー ビスを除く)」となることから、例「価格補填」などで、販売商品(飲食料品:8%)と明確に紐づ けることができる場合には、軽減税率として判定できる。ただし、役務などは対象外。

軽減税率8%	標準稅率10%
軽減税率対象の飲食料品に明確に紐づけできるもの。	軽減税率対象の飲食料品に明確に紐づけできないもの。
• (直引	• 役務
• 販売奨励金	• 密棄
• 価格補填	・物流費
・その他、商品に紐づくもの	センターフィー(施設利用料等)
	· EOS手数料
※請求書、実績等でその内容を明確にする	その他、商品に紐づかないもの

《 商品(飲食料品)を特定できる売買取引?》

- 軽減対象の飲食料品単品に紐づく
- 軽減対象の飲食料品複数まとめて紐づく

%8 ↑ 1 8%

- 軽減対象の飲食料品複数まとめて紐づく+お酒複数
- → 全体を軽減税率8%でよい?
- → 値引額等に対して、それぞれの商品価額の比率によりあん分し、軽減税率8%と標準税率10%を計算?
- センターフィー(通過料:売上高に応じた一定料率)は?
- 最初から配送費等、商品価額に入っている軽減対象の飲食料品 → 8% ? (多分OK) → 8%?、10%?
 - 販売奨励金(POP代等)

どのように判定すればよいか ⇒ 明確化が必要 (今後、財務省、国税庁へ確認予定)

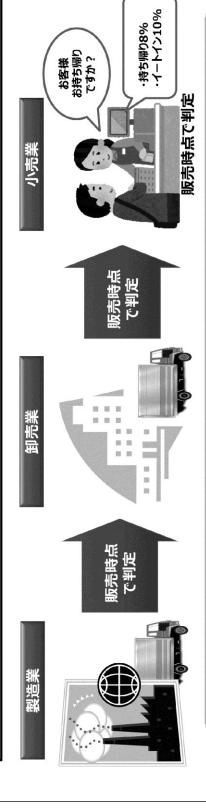
取引先と内容確認と合意が必要 ⇒ 必要に応じて契約の見直し

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved

7. 適用税率の判定

(4) 税率判定

- 軽減税率が適用される取引か否かの判定時期は、事業者が課税資産の譲渡を行う 時、すなわち、飲食料品を販売する時点(取引時点)で行う。
- 小売業者との取引に際しても(仕入れた商品をそのまま販売先へ流通させる場合) 卸売業者は、売り手である製造業者が判定した税率を引き継ぎます。 製造業者が判定した税率を用いる。





\$OIN>

8. 税率と登録番号管理

1)情報管理

- 見積書、契約書、商品規格書等の各書式に税率と一体資産項目を付加する。
- 製造者より各商品の税率情報を入手する
- 商品マスタに商品の税率項目、一体資産かつ「食品価格の占める割合が2/3以上」

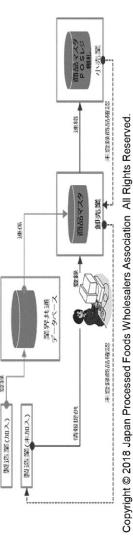
であるかどうかの判別項目などを設け、登録・管理する

取引先マスタ等に登録番号(適格請求書発行事業者)項目を設け、登録・管理する

商品税率、一体資産

- ① 受け渡しの容易さ、登録ミス防止の観点から業界共通データベースからの入手を推奨。
- 業界共通データベースから入手できない場合は、製造業者が、商品規格書・見積書等に税率を記載し、 卸売業へ提供し、卸売業は、自社商品マスタヘ手入力にて適用税率などを登録する。 (7)
- 入手した商品の適用税率は、製造業と協力し、速やかに小売業とのマスタ連係に努める。 (m)
- → 確実に税率情報の連係を行わないと、請求・支払時点で税率誤差が生じる原因となる。
 - **■登録番号(適格請求書発行事業者**)※2023年10月から必要

売り手の登録番号記載が必要となるので、取引先マスタ等に登録番号を保持し、管理できるように準備する。 売り手に代わり買い手が交付する支払案内(適格返還請求書等の記載事項を記載する場合も含む)には、



出典:即研「2016年度研究委員会報告書」

【適用税率連係のフロー】

《一般社团法人 **日本加工食品卸協会**

8. 税率と登録番号管理

(2) 商品税率等の情報連係

既存品の登録(情報共有)を軽減税率制度導入 6か月前までに完了するよう依頼 製・配・販3層のマスタ連係には、少なくとも6か月間必要と想定し、製造業には、 する。また、入手した商品の適用税率は、製造業と協力し、速やかに小売業との マスタ連係に努める。

決定税率のマスタ連係

<製造業>

マスタ連係所要期間を考慮し、6か月前までに税率判定し、その後、速やかな登録を依頼する

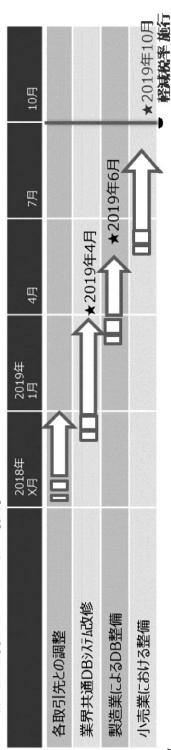
製造業にて決定した税率 を小売業へ速やかに連絡

<郜売業>

業界共通DBとの連係等 による効率化を推奨する

卸売業へ要求される 情報提供等の対応に ついて、スケジュール化を

7 マスタ連係スケジュール (例)



Copyr

(1) 製造業への発注

現行どおりとし、変更しない(税率不要、税率ごとに発注書を分けない)

(発注書内、標準税率と軽減税率対象品目混在)

- 譲渡事業者である製造業者が税率を判定し、卸売業者は、製造業者の判定税率を引き継 ぎするため、発注書に税率項目を設けない。
- なお、納品伝票に「軽減税率対象品目である旨」の記載及び税率ごとに納品伝票を分けるか 製造業の納品伝票は現行と同様とし、税率などを記載しなくてよい。 は、取引先間で協議の上、対応する。

(2) 小売業からの発注

- 小売業の対応方針に合わせることとなるが、現行どおりを推奨・依頼する。 (税率不要、税率ごとに発注書を分けない)
- 発注書を分ける小売業もあり、分ける型と混在型の両方を想定し、準備する。 しかしながら小売業により、発注書内で標準税率と軽減税率対象品目ごとに
- 「流通BMS」、「日用品・化粧品業界」等は、税率ごとに発注書を分ける方向。
- 小売業への約品伝票に「軽減税率対象品目である旨」の記載は、取引先間で協議の上 対応する。

※ 今後、小売業の対応動向に注視する。 Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

(1) 請求方式

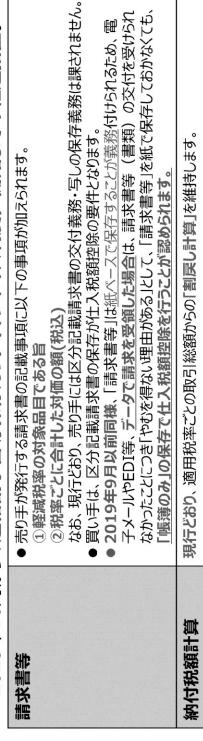


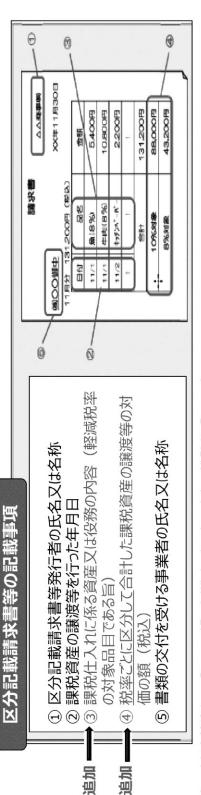
※ 出典:財務省メールマガジン第86号平成27年12月17日号資料 Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.



(2) 区分記載請求書等保存方式 2019年10月~2023年9月

- 書等保存方式を維持しつつ、記載事項が追加された帳簿及び請求書等の保存が必要。 準備や運用において混乱が生じないよう、軽減税率制度の開始時には、まず現行の請求
- 2023年10月からの適格請求書等保存方式(インボイス制度)開始までの経過措置。





Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

19



(3) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)2023年10月~

- 適格請求書発行事業者として登録された売り手から交付される「適格請求書」等の保存 等により、仕入税額控除ができる。
- ・適格請求書(インボイス)」を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。 (事前に税務署へ適格請求書発行事業者登録をし、登録番号を入手する)

※申請受付:2021年10月上0開始

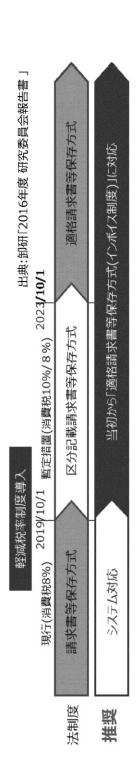
☆ 〒明文 17 . 2021 十10/19 公開が口。	O J O J MAKELO
請求書等	 ・登録を受けた課税事業者(売り手)に対して、事業者から求められた場合の適格請求書の交付・交付した写しの保存を義務付ける。
	買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする。
納付税額計算	・ 売上・仕入税額計算は、「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ
	計算」と適用税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」のいづれかの方法。た
	だし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
	(端数処理による益税を防止)



(4)システム改修の考え方

2019年10月の区分記載請求書等保存方式導入当初から適格請求書等保存 方式(インボイス制度)に対応することを推奨する。

- 経過措置である「区分記載請求書等保存方式」で求められている要件から比較的軽微な改修で 「適格請求書等保存方式」に対応が可能であることから、二段階対応による二重のシステム投 資を避ける。
- ボイス制度施行時より、「インボイスの税率ごとに課税対象額を合計し、消費税額計算及び端数 ただし、現行請求書に表記する消費税額の計算が「商品明細ごと」の場合、2023年10月のイン 処理1回」との制約から計算方式を大きく変更する必要があるため、各社判断とします。



Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.



(5) 請求書 (税率混在、税率ごとに分ける)

(税率毎に請求書を分けない) 請求書内で税率混在の対応を推奨する

- 1 請求書内に複数税率が混在する対応とする(業務フロー変更なし)
- 請求書等(区分記載請求、適格請求等)の書式は、各社にて選択する。

想定対応	検討結果
税率ごとに請求書(口座)を分けない ~ 請求書に複数税率が混在する	(+) どのような得意先要件にも対応できる (+) 現行の運用が踏襲できる (-) 違算が発生した場合、小売業から明細データが必要になる
税率ごとに請求書(口座)を分ける ~ 請求書に複数税率が混在しない	(+) 請求の差異が容易に判別できる (-) 口座の数に比例して、事務作業が増加する (-) EDI・EOSのデータ量が増加する
	出典:即研「2016年度 研究委員会報告書」

※ 税率ごとに請求書を分けるように依頼する小売業も想定され、対応方法を検討 考慮する必要がある。

(6) 対製造業

- 製造業から卸売業への請求書交付は、請求書にて行うことを依頼する。
- 卸売業から製造業への請求書交付は、請求書または支払案内書にて行う ことを推奨する。

(7) 対小売業

小売業の対応方針に相対で合わせることになるが、要求が無い場合、卸売業は、 または、請求レスの場合は、小売業が支払案内書をインボイス対応し交付する 現行の請求書をインボイス対応し、小売業へ交付することを依頼する。 ことを依頼する。

▼対応パターン函

※小売業へのインボイスパターンは多岐に渡ることが想定されるため、請求先ごとにどのインボイスパターンで交付・保存している か判断できるようにしておくことを推奨します。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

(8) 請求レス

小売業作成の支払案内書でインボイス要件を満たすように、小売業ヘインボイス対応 を依頼すると共に、仕様の確認を確実に行う。

- **認められている**。ただし、小売業側がその対応をする必要があり、対応が可能か早めに確認を行 インボイス記載要件をデータ保存した支払案内書も電子インボイスと同様の保存方法にて こ、の意形成を図る。
- ※ 支払案内書はあくまで紙の書類であり、電磁的に送って電磁的に保存するというのは、消費税法上は認め られていないが、電子帳簿保存法による自己が一貫して電子計算機を使用して作成する書類であれば、 税務署長の承認不要で、電磁的記録として保存することにより、仕入控除が認められている。
- あるいは、支払案内書に「支払案内書の内容に訂正・誤り等がありましたら、〇〇日以内にご連 絡ください」などと記載することによって、特に売り手からの連絡がなければ、「確認」したことになる。 買い手作成の支払案内書をインボイスとする場合、「売り手への確認」が必要となるため、契約 書などで支払案内書の内容について、承諾した旨の証を残す手続きをする必要がある。

2023年10月より (返還インボイス) (9) 適格返還請求書

返品、値引、割戻しなど、売上に係る対価の返還等を行う場合、その売上に係る対価 の返還を受ける他の事業者に対して、必要事項を記載した「適格返還請求書(返還 インボイス)」を交付する。

- 売上に係る対価の返還に紐づく消費税額は対価を返還する側がインボイス交付するのが基本で すが、売り手に代わり買い手が交付することもできます。
- 売り手が買い手に交付する適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった 課税資産の譲渡等を行った年月日(課税期間の範囲で一定期間の記載で可
- 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減対象資産の譲渡等である場合には内容及びその旨) \odot
- 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額 4
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

適格返還請求書については、10月末公開の日食協の手引書第2版を参照願います。

Copyright @ 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.



11. EDIフォーマットと標準書式などの対応

2018年8月仕様公開 (1) 日食協 標準EDIフォーマットの対応

2019年10月「区分記載請求書等保存方式」の対応当初から「適格請求書等保存 方式」に対応できるよう項目内容の見直し及び項目を追加した。

- 受発注は、運用を変更を行わないため、「受発注システム」の変更は行いません。
- ファイルヘッダーのフォーマットバージョンNo.の変更は行いません。

《対象データ種と内容》

- = 「改訂対象全データ種」 ① 明細レコードの「消費税区分」に新規区分を追加
 - 現状区分:「△:外稅」、「1:內稅」、「2:非課稅」
- 追加区分:「3:標準税率適用(外税)]、「4:標準税率適用(内稅)]、「5:軽減稅率適用(外稅)]、「6:軽減稅率適用(内稅)]

② エンドレコードご新規項目を追加

- 改訂対象データ種 [06:請求]、「16:販売促進金請求]、「17:販売促進金支払」
- 請求元事業者の「登録番号」、「消費稅区分」、「標準稅率適用合計金額」、「消費稅額(標準稅率適用)」、「軽减稅率適用合計金額」、 「消費稅額(軽减稅率適用)」、「非課稅適用合計額」を追加(余白エリア)(消費稅区分は「△:外稅」「1:內稅」)
- 支払明細レコード2の「照合区分」に新規区分を追加 ⇒ [17:販売促進金支払」「8:対象税率違い」「9:対象期間違い」 \odot

			改訂內容		フォーマットバージョン	ノージョン
	とうペナーンを生から	0	3	®	現行	改定後
04	出荷案内	0	Ι	ı	3版訂3	3版訂4
90	請求(04:出荷案内)	0	0	1	3版訂3	3版訂4
80	販売実績(明細型)	0	I	1	3版	3版訂1
16	販売促進金請求	0	0	1	1版	1版訂1
17	販売促進金支払	0	0	0	1版	1版訂1
			1. 口工工工工工工	11	※日本社…5十年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1年1日1年1日1年1日1年1日1年1日1年1日	leaded to come of the / with a come of

※日食協HP内のI 日協標準EDIフォーマット連用基準書」参照。 http://nsk.c.ooco.jp/ediformat.html Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

11. EDIフォーマットと標準書式などの対応

(2) 日食協 標準書式の対応

標準書式による対応を公開予定

- 卸店・メーカー間用統一伝票
- 酒類食品統一伝票(単票)改訂版バージョン2.0 5004
 - 販売促進金請求書
- 販売促進金支払案内書
 - 商品代金請求書 2

手引書第2版にて公開。

※

品名又は備考に[*]を

摘要に「*:軽減税率 対象品目」と記載。

例. 卸店・メーカー間用統一伝票 記載案

日食協HP内の「資料室・書式」参照。 http://nsk.c.ooco.jp/library&data.html

Ş (金計重量) シンター数 を注記 出荷指示伝票(控) 入数 函 数 数 量 出鉄場所) 運送医分) 合計信機) 新品 B 在票帐。 10 4 お母童先名 * 冷凍食品 *:軽減稅率対象品目 **帶 社然人 B本的工作品的基合** 统一位原格式② メーロ 唱覧

場合、8%の伝票の摘要

に「この帳票は軽減税率 (8%)」等を記載すること

こより、品目ごとの「*」 等の記載は不要。

税率ごとに伝票を分けた

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

11. EDIフォーマットと標準書式などの対応

(3) 業界共通データベース

(株)ジャパン・インフォレックスへ2019年4月に稼動する新システムに対して、 消費税軽減税率対応のための項目追加・変更を依頼。

《変更予定概要》※詳細は、㈱ジャパン・インフォレックスよりご案内予定。

2019年4月に稼働する新システムについては、HPを参照願います。 https://fdb.jii-inforex.co.jp/

(2019年4月1日より)

消費税区分のコードリスト変更

区分值	区分名
1	課税対象(初期値)
2	免税
8	非課税
6	不課税

 変更後)
 区分值
 区分名

 2
 非課稅

 3
 標準稅率

 5
 軽減稅率

 7
 一体資産

(4) 流**通BMS**

※ 流通BMSは、HPを参照願います。 http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/standard/standard01.html

- 現行仕様では、区分記載請求書等保存方式に対応できない → 仕様・運用変更へ。
 - 日食協よりチェンジリクエストを流通システム標準普及推進協議会へ提出。
- 対応について、近日公開予定。

(ポイント) ● 税率ごとに伝票を分ける (経理処理を含め運用を考慮し、1 伝票は単一税率)

● 新メッセージの追加 (請求鑑メッセージ)

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

12. 課題

- 2019年10月からの増税と軽減税率制度のグレー部分の確認
- 製造業者からの的確な税率等情報の入手と小売業者へのタイムリー な情報共有
- 各種リベートの税率判断と契約の見直し
- 請求書等における小売業、製造業との税率差異の対応
- 小売業の対応方針確認 (EDI等)とシステム改修期間の確保
- 2023年10月からの適格請求書等保存方式(インボイス制度)に

向けた運用とシステム対応

日食協「消費税軽減税率対応企業間取引の手引き」第2版を 10月末公開致しました。

《改訂内容》

- 財務省、国税庁公開最新資料を基に改訂
- 適格返還請求書(返還インボイス)対応を追記

日食協 標準EDIフォーマット概要の追記

- 日食協 標準書式の対応の追記
- O&Aの追加
- その他、文言等見直し

今後の政治状況や財務省・国税庁などの発表により、最終的な対応 内容が異なってくる可能性があり、内容を保証するものでないこと、 また、必要に応じて最新情報に手引書を改訂する予定です。 消費税軽減税率制度への対応を進めるうえで、各社の一助となれば、



< 参売資料 >

) 田食協

「消費税軽減税率対応 企業間取引の手引き」(第1版) attp://nsk.c.ooco.jp/pdf/20180330 1.pdf

「消費税軽減税率対応 企業間取引の手引き」 (第2版)

http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20181108_1.pdf

財務省

「消費税の軽減税率制度」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_00.pdf

国税庁

① 「よくわかる消費税軽減税率制度」 (平成30年7月)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf

②「消費税 軽減税率制度の手引き」(平成30年8月)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf

③「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)」(平成30年1月改訂) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/02.pdf ④「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」(平成30年11月改訂)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/ga/03-01.pdf

⑤ 「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」 (平成30年11月) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf

一般財団法人 流通システム開発センター ~ 情報志向型卸売業研究会 (卸研)

「2016年度 研究委員会報告書」 - P.80 Bグループ「卸が想定するインボイス対応2016」

http://www.dsri.jp/oroshi-ken/pdf/oroshi_houkoku2016.pdf